



2026 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 日本瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 柏谷 邦彦
コード番号 8174(東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 コーポレート本部長
山岸麻登佳(TEL. 03-5308-2112)

従業員向け譲渡制限株式ユニット(RSU)付与制度にともなう 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限株式ユニット(RSU)付与制度(以下「本制度」)に基づき、自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 9 月 24 日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 12,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,973 円
(4) 処分価額の総額	35,676,000 円
(5) 割当予定先	当社グループ従業員 40 名 12,000 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、[2023 年 7 月 27 日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度から本制度への移行を決議](#)しております。本制度は、前年度に優秀な成績を収めた当社グループ従業員（嘱託及びパートを除きます。）に対し、「3 年後に株式を受け取る権利」を当年度に付与するもので、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の持続的な向上への貢献、継続勤務意欲を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としております。今回の自己株式の処分は、2023 年度に RSU を付与された従業員に対し株式を交付するものです。

<本制度の概要>

(1) RSU の概要及び交付上限数

本制度では、対象者が予め定める期間（以下「権利算定期間」）にわたり当社グループに在籍すること等を条件として、権利算定期間の満了後に当社普通株式を交付いたします。本制度に基づき交付する 1 事業年度あたりの当社株式の上限数は、30,000 株とします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は分割により増減する場合、その比率に応じて、交付株式数及び当該上限数を調整いたします。

(2) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、対象者に対する RSU の付与から 3 年間の権利算定期間を設定しており、その満了日において当社グループの従業員等の地位を有することを権利確定の条件としております。権利算定期間の満了後から 2 ヶ月以内に開催される取締役会決議に基づき、対象者に金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の現物出資と引き換えに当該株式の処分を行います。

なお、処分される当社株式の 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議日の直前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とされない金額とします。

(3)組織再編等その他の事由が生じた場合の取り扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合、その他当社が定める事由が生じた場合には、合理的に定める数の当社株式、金銭その他当社が決定する他社の株式等を交付します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026 年 8 月 26 日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 2,973 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の 企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上